

司法、行政犯罪 2

@この訴訟資料は「私が平成17年に山田から物損、人身事故被害を受けて、言い掛かりで債務不存在確認訴訟を”加害側から裁判官も言い掛かり訴訟だ”と公言する認め方で起こされた結果の資料です」

@この訴訟資料のポイントは「訴状記載訴訟額が4、312、226円となっている事、判決文でこの印紙費用を被告の私に負担させた事（27,000円、訴訟提起額に応じた分）、しかしこの債務不存在確認訴訟で争った金額は、優に一千万円を超えていた事実が、訴状と判決文で証明されています」「つまり、民事訴訟法の規定をぶっ壊して、訴訟額を無視して低額の印紙納付で訴訟が行われ、終わった証拠です、通常は訴訟詐欺、印紙税詐欺となる犯罪を裁判官と加害者、加害側弁護士で公式に働いた証拠です」

;民事訴訟に要する印紙額は1,000万円を超える場合には、100万円当たり3,000円ですから、30,000円以上印紙を収める必要があるんですね。

@この詐欺訴訟では「債務不存在確認訴訟だけで（私が反訴しなかったのも）交通事故人身被害の賠償額全てと後遺症の有無まで民事訴訟法違反で行われて終結しています”訴訟提起内容を蹴っ飛ばした訴訟ですよ”訴訟詐欺犯罪事実証拠なのです」

訴 状

平成18年4月20日

札幌地方裁判所 御中

〒004-0032

住所 札幌市厚別区野幌5条4丁目8番14号
原告 山田 弘明

〒004-0032

住所 札幌市厚別区野幌5条4丁目8番14号
原告 山田 弘明

〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目
プレジデント松井ビル100-7階
成田教子法律事務所(送達場所)

上記原告ら訴訟代理人弁護士 成 田 教
電 話 011-242-5022
FAX 011-242-5055



〒007-0862

住所 札幌市東区伏古2条4丁目8番14号
被告 山本 弘明

〒007-0862

住所 札幌市東区伏古2条4丁目8番14号
被告 有限会社エッチエイハウスリメイク
上記代表者取締役 山本 弘明

交通事故に基づく損害賠償支払い債務不存在確認請求事件

訴 額	4,312,226円
貼用印紙額	27,000円
送達費用	7,000円

一部312
高松

請求の趣旨

1, 原告らは、被告山本弘明に対し、原告山田千壽子を加害者、被告山本弘明を被害者とする平成17年9月12日発生の交通事故に基づく損害賠償支払い債務が金60万円を超えて存在しないことを確認する。

2, 原告らは、被告有限会社エッチエイハウスリメイクに対し、前項記載の交通事故に基づく損害賠償支払い債務が存在しないことを確認する。

3, 訴訟費用は被告らの負担とする。

との裁判を求める。

請求の原因

第1, 本件交通事故

1) 事故の日時 平成17年9月12日午前11時45分頃

2) 事故の場所 札幌市厚別区上野幌1条1丁目14番

3) 加害車両 普通乗用自動車(札幌300は6172)

上記運転者 原告山田千壽子(以下「原告千壽子」という。)

上記車両所有者 原告山田●●●(以下「原告●●●」という。)

4) 被害車両 普通貨物自動車(札幌46と9851)

上記所有者 被告有限会社エッチエイハウスリメイク(以下「被告会社」という。)

5) 事故の態様 原告千壽子は、本件交通事故現場付近の道路に加害車両を停車させたが、エンジンキーを抜かずに車外に出たところ、同車が動き出し、対向車線側に停車中の被害車両前面右角に加害車両正面部分を衝突させた。

原告千壽子は、不法行為責任として、原告●●●は車両保有責任として、それ

ぞれ被告山本に対し、本件交通事故に基づく損害賠償責任を負うものである。

第2, 損害賠償についての事情

1, 被告山本弘明(以下「被告山本」という。)は、被告会社の取締役であり、本件交通事故発生の際、車外で被害車両から材料を降ろす作業をしていたところ、本件交通事故による車両同士の衝突の衝撃により、腰部捻挫等の傷害を受け、事故当日平成17年9月12日以降、大塚脳神経外科に通院している。

2, 被告山本は、同日以降、ほぼ毎日大塚脳神経外科に通院しているところ、原告

平成19年10月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成18年(ワ)第748号 債務不存在確認請求事件

口頭弁論終結日 平成19年9月3日

判 決

札幌市厚別区 ●野幌 ●

原 告 山 田 ● ●

同所

原 告 山 田 ● ●

上記兩名訴訟代理人弁護士 成 田 教 子

同 高 野 俊 太 郎

札幌市東区伏古2条4丁目8番14号

被 告 山 本 弘 明

同所

被 告 有限会社エッチエイハウスリメイク

同 代 表 者 取 締 役 山 本 弘 明

主 文

- 1 原告らの被告山本弘明に対する別紙交通事故目録記載の交通事故に基づく損害賠償債務は連帯して48万0789円を超えて存在しないことを確認する。
- 2 原告らの被告山本弘明に対するその余の請求を棄却する。
- 3 原告らの被告有限会社エッチエイハウスリメイクに対する別紙交通事故目録記載の交通事故に基づく損害賠償債務が存在しないことを確認する。
- 4 訴訟費用は被告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 原告らは、被告山本弘明に対し、別紙交通事故目録記載の交通事故に基づく損害賠償支払義務が21万2260円を超えて存在しないことを確認する。

加害車両は、約18mもの距離を自走して被害車両に衝突している上に、衝突の衝撃が大きすぎることから現在では使用が禁止されているガードバーを装着した重量約1.5トンの4WD車両であり、加害車両と衝突した結果、被害車両の右全部が全体にゆがんでしまうほどの衝撃を受けた。

被告山本は、本件事故当時、被害車両の荷台から全力で石こうボード下のベニヤ板を抜き出そうと作業を行っていたところ、本件事故による衝突の衝撃により被害車両は半分宙に浮いた状態となり、被告山本は、左半身に強烈な衝撃を受け、瞬時に激痛に見舞われ、半身すべてがしびれる怪我を負った。

(原告らの主張)

加害車両が被害車両に衝突するまでに移動した距離は約5mであり、また、加害車両の破損状況は、バンパーガードの中央付近に僅かな凹みが見られる程度であり、被害車両の破損状況は、右前面角バンパーエクステンションに僅かな変形が見られる程度のものであった。

したがって、本件事故による被害車両に加わった衝撃は軽微なものであり、その衝撃により発生した被告山本の傷病もまた軽度のものであったと推認される。

(2) 被告山本の損害額

(被告山本の主張)

ア 治療費 115万8384円

イ 休業損害 387万円

被告山本は、被告会社から、役員報酬として月額45万円(25日で除した日額1万8000円)を得ていたところ、次のとおり合計387万円の休業損害が発生している。

(ア) 平成17年9月分 27万円(1万8000円×15日)

(イ) 同年10月分から平成18年3月分 各45万円

(ウ) 同年4月分 23万4000円(1万8000円×13日)

- (エ) 同年5月分 16万2000円 (1万8000円×9日)
- (オ) 同年6月分 14万4000円 (1万8000円×8日)
- (カ) 同年7月分 16万2000円 (1万8000円×9日)
- (キ) 同年8月分 12万6000円 (1万8000円×7日)
- (ク) 同年9月分 7万2000円 (1万8000円×4日)

なお、少なくとも平成17年12月15日には、原告ら側との間で日額1万5000円とすることで合意が成立している。

ウ 慰謝料 160万円

エ 後遺障害による逸失利益及び慰謝料

(ア) 後遺障害の存在

被告山本は、「腰部に頑固な痛みが残存し、治癒の見込み無し、腰部骨L2-L5に変形あり、特にL5部の骨は著しく変形したまま治癒している状態」であり、後遺障害の程度は、後遺障害等級12級に該当する。

(イ) 逸失利益 583万7832円

(計算式)

年収540万円×14% (12級) ×7.722 (ライブニッツ係数)

(ウ) 後遺症慰謝料 93万円

(原告らの主張)

ア 治療費

被告山本は、平成18年1月4日には除雪作業ができる程度の身体状況であり、そのころまでには治癒していたか、又は相当程度回復していたと推認することができる。仮に、その後も被告山本に何らかの治療が必要であったとしても、除雪作業を行ったことが治癒を遅延させる原因となったことは否定できない。

したがって、本件事故と相当因果関係が明らかに認められるのは、平成17年12月末日までの治療に限られ、その間の治療費は合計47万07

44円である。

イ 休業損害

被告山本は、平成18年1月には除雪作業を行うことができる身体状況であったから、本件事故と相当因果関係のある休業日数は本件事故日から平成17年12月末日までの111日間である。そして、被告山本の前年度の年収は役員報酬420万円（月額35万円）であるから、休業損害は127万7260円となる。

なお、暫定的に日額1万5000円の計算で支払うという点について合意したが、それ以外にはない。

ウ 慰謝料

上記アの通院期間111日間を考慮すると、慰謝料は60万円が相当である。

エ 後遺障害による逸失利益及び慰謝料

被告山本が後遺障害を負ったことについて客観的に明らかではないから、逸失利益も後遺障害慰謝料も損害としては認められない。

(3) 被告会社の損害賠償請求権の存否及び損害額

(被告会社の主張)

被告会社は、被告山本が社長、その娘が従業員という会社であり、被告山本一人で営業を行い、大工工事、足場工事、運搬、廃材処理等すべてを行っている会社である。本件事故による被告会社の損害額は、次のとおりである。

ア 経費 239万6742円

被告会社の経費は、次のとおり月額28万1968円（25日で除すと日額1万1279円）を要する。

すなわち、平成17年3月1日から同年8月31日までの試算表によれば、①製造原価55万1370円（内訳は、福利厚生費2万2967円、水道光熱費9027円、修繕費1万4973円、保険料費3万6510円、

この点、被告会社作成の「平成17年9月の作業員の日報」と題する書面（乙38）には、高石方での作業に9日間各1人工（1万円）の合計9万円を要した旨の記載があるものの、被告会社から作業員に対する9万円の支払を裏付ける客観的な証拠がない以上、上記書面の記載内容を直ちに採用することはできず、本件全証拠によるも、被告会社において、作業員の人件費という損害の発生の事実を認めるに足りない。

- (3) よって、被告会社において、具体的に本件事故と相当因果関係のある損害が発生したと認めるに足りないから、原告らは、被告会社に対し、本件事故に基づく損害賠償債務を負担しないものといわざるを得ない。

なお、被告らは、訴えを提起した原告らにおいて、損害賠償債務が存在しないことについての証明責任を負う旨述べるが、本件のようないわゆる消極的確認訴訟における訴訟物は争いのある権利関係そのものであって、その権利に係る給付訴訟における訴訟物と同一であるから、給付訴訟における主張立証責任の分配と同様に、権利関係の存在を主張する側（被告側）において、その権利の発生原因事実について主張立証責任を負うと解するのが相当であって、被告らが、本件事故と相当因果関係のある損害の存否及び額についての主張立証責任を負い、必要な立証を尽くさない場合には、それによる不利益を負担することとなる。

4. 結論

以上によれば、原告らの被告山本に対する請求は、本件事故による原告らの損害賠償債務が連帯して48万0789円を超えて存在しないことの確認を求める限度で理由があり、原告らの被告会社に対する請求は理由があるから、これらの範囲で認容することとし、訴訟費用の負担について民訴法64条ただし書を適用して、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第2部

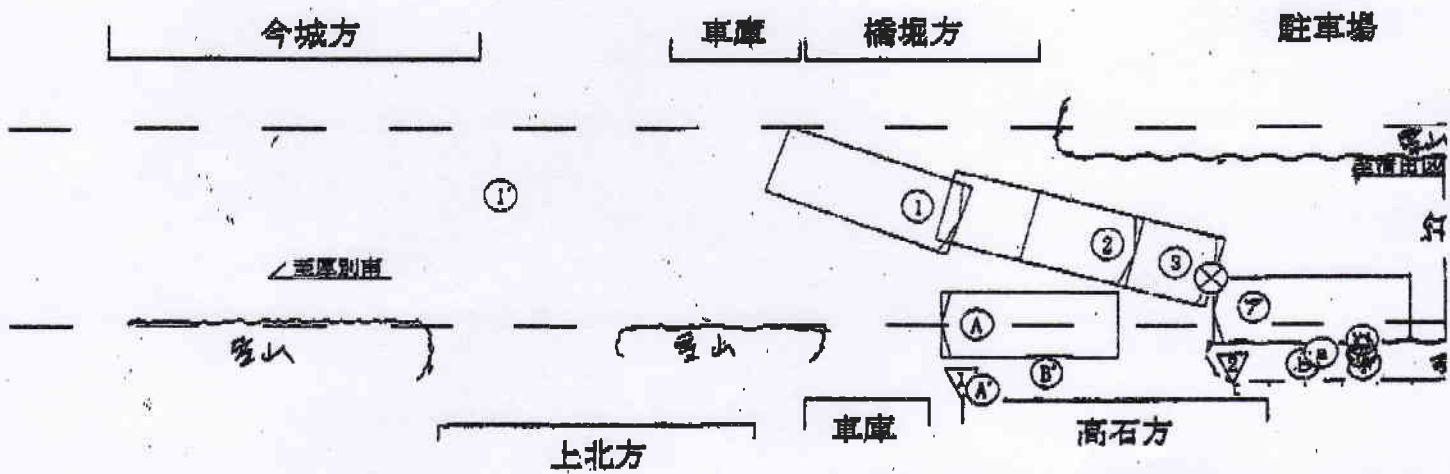
裁判官 橋本 修

交通事故目録

- ア 日 時 平成17年9月12日午前11時45分ころ
- イ 場 所 札幌市厚別区[REDACTED]
- ウ 加害車両 普通乗用自動車（札幌300は6172）
運 転 者 原告山田[REDACTED]
所 有 者 原告山田[REDACTED]
- エ 被害車両 普通貨物自動車（札幌46と9851）
所 有 者 被告有限会社エッチエイハウスリメイク
- オ 事故態様 原告山田[REDACTED]が加害車両（オートマチック車）のエンジンキーを抜かずにドライブレンジにギアを入れたまま車外に出たところ、加害車両が動き出して、対向車線側に停車中で被告山本弘明が積荷を降ろす作業をしていた被害車両の前面右角に加害車両正面部分を衝突させた。

以上

別紙



札幌市厚別区上野幌1条1丁目14番

これは正本である。

平成19年10月25日

札幌地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 北川 哲 平

